

橋 財 第 5 9 号  
令和 2 年 1 0 月 8 日

部 長 各 位

市 長

## 令和3年度予算編成の基本方針について

### 1. 国の動向

我が国の財政は、毎年度の巨額の財政赤字と、依然として高水準にある長期債務残高に加え、令和2年度においては、これまで経験したことのない新型コロナウイルス感染症の危機に直面し、二度にわたる巨額の補正予算対応により、国の歳出と国債発行額は過去最大規模に膨張しており、2020年4月～6月期のGDPは戦後最悪の落ち込みとなるなど極めて深刻な状況にある。

令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、人口当たり感染者数や死亡者数は先進国中で圧倒的に少なく抑え込まれているものの、感染症拡大による我が国経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない、正に国難とも言うべき局面に直面しており、感染症の影響を受けて休業者が大幅に急増し、企業が懸命に雇用を守っている状況にあるとしている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、経済が大幅な落ち込みを見せる中、「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現に向け、デジタル化への集中投資や地方創生のさらなる推進、教育の充実による人材育成、社会保障制度の基盤強化など、地方公共団体が取り組むべき事項が多く挙げられており、本市を含む地方財政を取り巻く状況は、今後も厳しいものになると考えられる。

これらのことから、令和3年度においては、より一層地方の財政負担が増大していくことは必至の状況であり、本市においても国とともに、この国難を乗り越えていく覚悟と行動が必要となる。

## 2. 本市の財政状況及び予算編成基本方針

令和元年度における普通会計の決算では、財政健全化計画の経費削減成果などにより、昨年度に引き続き、実質収支において約4億6千6百万円の黒字となった。また、平成30年度からの決算剰余金約3億円を財政調整基金に積み立てるなど、より財政の健全化を進めることができた。

しかしながら、財政の硬直化を示す指標である経常収支比率については、平成30年度決算に比べ、0.6ポイント悪化となる101.0%となった。この主な要因は幼児教育の無償化や高齢化による扶助費の増加や、地方交付税の不足を補う臨時財政対策債が大幅に減少したことによるものであり、多くの一般財源を地方交付税にたよっている本市においては、財政の硬直化が改善されるまでには、まだまだ至っていない状況となっている。

令和3年度の財政見通しとしては、歳入面において市税収入では、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、企業収益の減少や消費活動の自粛が続く上に、個人所得も減少することなどから、令和2年度当初予算額を大幅に下回るものと見込んでいる。地方交付税もしくは臨時財政対策債においては、増額となる見通しであるが、地方消費税交付金や地方譲与税などの各種交付金についても減少する見込みであり、歳入全体としては大幅な減額の見通しとなっている。一方、歳出面では、公共施設等の老朽化・長寿命化対策にかかる経費や介護・医療・児童関係費などの社会保障関連経費の増加が見込まれ、病院事業会計や下水道事業会計への繰出しも引き続き必要となることから、多額の財政需要が予想される。また、近年ますます甚大化する災害などの突発的な建設事業などに対応するための基金が確保できていない状況が続いている。

このような厳しい財政状況の中で、新型コロナウイルス感染症の拡大等について、今後どのような状況になるかを見極めるのは難しいが、本年度において補正予算などにより実施した、新型コロナウイルス感染症対策事業の効果を検証するとともに、状況に応じて、引き続き市民の生命・生活・経済活動などを守る事業を実施するとともに、ポストコロナ時代に向けた新たな施策についても国の動向を注視しつつ実施を検討する。

職員一人ひとりが市政や財政状況を常に認識し、一層の行財政改革を進めるとともに、財政運営のさらなる健全化を図るため、予算編成作業では、「歳入に見合った歳出」を念頭に、職員一人ひとりが危機意識を持って施策の優先順位を鑑み、長期総合計画の基本目標である「ともに創る」「ともに守る」「ともに育てる」の各事業の実現に向け取り組むこととする。

事務連絡  
令和2年10月8日

部課長各位

総務部長

## 令和3年度予算編成要領

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市においても企業収益等の減少に伴う税収の減少が見込まれるほか、人口減少、少子高齢化の進行により社会保障関係経費の増加が見込まれる。

本市の財政状況は、財政健全化計画（平成30年度改訂版）により年間7億7千5百万円の一般財源確保に取り組んだ結果、令和元年度決算では目標を上回る約10億4千万円の実績を確保するなど一定の成果は見られるが、経常収支比率は101.0%と昨年度より0.6%悪化した上、合併算定替えの縮減による地方交付税の減少もあり、令和2年度当初予算は一般財源化基金を約13億円取り崩しての予算編成となるなど、極めて厳しい財政状況に変わりはない。

新年度はポストコロナに対応した大胆な行政事務の見直しを職員一人ひとりが自覚し、思い切った転換を検討いただきたい。

令和3年度当初予算編成においては、本年度、コロナ禍により凍結・縮減した事業は、コロナ終息後に再開すべき事業なのか突き詰め、よく検討したうえで予算要求すること。その際、必要性が厳しく洗い直しされていない要求については金額査定又は予算化しないこととするため、従来以上に厳しい予算編成となることを十分に留意されたい。

編成作業にあたっては別紙基本事項及び留意事項を十分認識したうえで、所属職員にも周知徹底を図られたい。

なお、令和3年度当初予算要求は、昨年度同様に財政課提出前の第1次査定を部長査定と位置付け、要求書は全て部長が査定を行ったものとして取り扱うこととする。

コロナ禍の出口が未だ見えず、市税の動向も全く不透明な状況での令和3年度当初予算要求であり、コロナ禍という災難を予算上、意味のあるものにできるのか、各部の行政能力が問われている。各部ではどのような施策が必要で効果的だったか、各自検証を行ったうえで予算要求をお願いする。

## 基本事項

(1) 令和3年度当初予算は、1年間の歳入・歳出を精査したうえで年間必要額を要求すること。

(2) 国・県の政策・予算を注視し、その財源について上部関係機関に確認をし、決して財源の見逃しのないよう市負担を軽減したうえで要求すること。  
特に、補助金・交付金の削減に留意すること。

(3) 国または県において廃止又は縮小される事業の単純な予算振替は認めない。

なお、予算編成時点で国・県の政策変更が確定せず従来どおりに予算化を行っても、国・県において事業廃止された場合は、直ちに予算の執行を止めることとする。

(4) 委託については、直接実施が可能なものまで安易に外部委託がされていないか業務内容について再検証をおこない、業務の専門性や経費削減効果が十分説明できるものとする。

(5) コロナ禍という災難のもとでの予算要求として、以下の事項に留意し令和3年度当初予算要求をすること。

① コロナ禍により凍結・縮減したイベントは、コロナ終息後に再開すべき事業なのか、安全に実施できる社会環境なのか突き詰め、関係機関・団体等と協議すること。

② すべての課において、補助金も含め、これまでの継続性が途切れた結果、今、まさに無くてもいいものと必要なものを取捨選択する岐路に立っていることを自覚すること。

③ 新常態として、消毒用アルコールや空気清浄機等増えた用品の要求を行う場合は、他の事業を廃止するなど財源を確保したうえで要求すること。

④ 定例の行事や講演会等は、コロナ禍で本当に開催しなければならないのか、熟考すること。また、リモート会議を推進し、旅費や会議資料印刷等の経費の削減を行うこと。

(6) 「橋本市行政改革推進計画」に基づいた改革事項は、速やかに着手・実行すること。

なお、当計画以外にも各課室において削減可能なものがある場合は、即座に実行すること。また、その削減策が全庁的に実施可能な場合は、財政課に積極的に提案すること。

(7) 事務事業評価結果を確認し、その目標値や評価等に基づき予算を要求すること。

(8) 政策的事業については、政策調整会議（実施計画対策事業を含む）で決定された事業を予算措置するものとする。ただし、事業費については財政事情により減額する場合もあるので了承されたい。

なお、政策調整会議に諮った事業以外に緊急的に政策判断を必要とする事業が生じた場合は、事前に政策企画課と協議したうえで市長に説明し、その方向を決定すること。

(9) 財政健全化を進める中で、従来からのスクラップ&ビルドを徹底すべく、新規事業を要望する場合、既存事業の見直しについては事業費の削減に留まるだけでなく、原則として一つの新規事業につき、一つの事業の廃止を前提として予算要求し、適切な事務量とすること。

(9) 職員数の削減については、職員採用計画を参照の上実施することとする。

なお、各課の職員配置数については、財政課が実施した業務体制ヒアリングをもとに決定することとする。

なお、会計年度任用職員に係る経費については、業務遂行上の課題を洗い出し、その必要性を十分に精査したうえで、真に必要な業務に限定して要求すること。

(10) 市税収入は、税制改正の動向などを十分見極め、的確な見積額を計上すること。施設使用料及び減免基準の見直しについては令和3年10月に予定する見直し内容（単価・減免基準）をもとに検討し、適正な収入見込額を計上すること。

また、歳出についても国・県からの事務事業の委譲等に留意すること。

(11) 様々な機会を活用した広告収入の確保や、公の施設のネーミングライツ売却、未利用地の処分・貸付など新たな財源確保に積極的に取り組むこと。

なお、こうした取組みに対しては、一定の要件の下、確保した財源の概ね1/2を上乗せした要求ができるものとする。

(12) 普通建設事業等については、特殊事情を除き市債の発行が年間10億円を超えない範囲での事業費とし、令和2年度公共施設等整備計画に基づく長寿命化事業や、公共施設等総合管理計画（個別方針編）に基づく施設総量の縮減につながる事業に財源を優先配分する。

(14) 普通建設事業等にかかる国庫補助事業において、事務費が補助対象外となり市単独費で対応しなければならないことから、事務的経費の要求額は必要最小限に抑制すること。

なお、今後も大幅な財源不足が見込まれることから、普通建設事業は要求根拠のない経費や不必要と思われるものは、予算査定においても厳しく査定することとする。

(15) 本来、国・県が負担すべき経費を市が負担をしたり、当然住民が負担すべきものを市が肩代わりすることのないよう、行政の責任領域と費用の負担を明確にすること。

特に、市民と行政の協働の観点から市民が参加・参画できるものについては、積極的に情報提供を行い、市民と連携した「地域づくり・まちづくり」を進めること。

(16) 任意団体に対する補助金について、団体の自立を積極的に促すこと。

特に、団体の総収入に占める市の補助金比率が低率で自立が可能な場合は、速やかに関係団体と協議すること。

また、補助金等の予算要求は年間必要額を要求すること。

なお、補助金等の交付の是非及び補助金額については、補助金等交付基準に基づき橋本市補助金等審査委員会の審査を経て決定するものとする。そのため、令和3年度当初予算は、当該団体の基準額を暫定予算として計上し、その後審査委員会で決定された補助金額の過不足を補正予算で対応するものとする。

ただし、審査会での決定前に団体に対し補助金交付が必要な場合は、特別な理由がない限り原則として当初予算計上額の2分の1以内とする。

(17) 特別会計及び企業会計においては、独立採算性を基本とし、安易に一般会計からの繰入金に依存せず経営健全化に努めること。

(18) 予算要求にあたっては、従来どおりの形式を踏襲することなく、必要性を十分に精査したうえで、特に経常的経費については一般財源ベースでの削減を念頭においての予算要求すること。

(19) 公共施設の管理運営経費については、令和元年度実績額及び令和2年度執行予定額を超えないことを原則とする。

(20) 令和元年度決算ベースで健全化目標が未達成となった物件費（賃金除く）

については、財政健全化計画に基づき平成27年度当初予算から一般財源で、1億7千万円の削減を目指す。

- (21) 予算要求は、昨年度同様に第1次査定として位置付ける部長査定を受けたものを提出すること。